

永平寺町消防本部消防吏員貸与品規則の一部を改正する規則を次のように公布する。

令和4年1月26日

福井県吉田郡永平寺町長 河合永充

永平寺町規則第1号

永平寺町消防本部消防吏員貸与品規則の一部を改正する規則

永平寺町消防本部消防吏員貸与品規則(平成18年永平寺町規則第114号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項第5号中「略帽」を「アポロキャップ」に改め、同項第7号中「外套」を「防寒衣」に改め、同項第12号中「冬及び盛夏救急帽」を「救急服」に改め、同項中第13号及び第14号を削り、第15号を第13号とし、第16号から第19号までを2号ずつ繰り上げる。

第2条第4号中「外とう及び」を削る。

第3条第5号中「略帽 2年」を「アポロキャップ 3年」に改め、同条第7号中「外套 6年」を「防寒衣 6年」に改め、同条第9号中「編上靴7年」を「編上靴5年」に改め、同条第12号中「冬及び盛夏救急帽 各3年」を「救急服 3年」に改め、同条中第13号及び第14号を削り、第15号を第13号とし、第16号から第18号までを2号ずつ繰り上げ、同条第19号中「5年」を「10年」に改め、同号を同条第17号とする。

第6条中に次のただし書きを加える。

ただし、必要と認める場合には、着用期間を変更することができる。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。